

第7回農業委員会総会議事録

- _____

	【開会時刻 10時50分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第7回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は5件と報告が1となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番 高松委員と、6番 田村委員にお願いします。 議事に入ります。「議案第18号 農地法第5条について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書1ページ、お開き願います。 議案第18号 農地法第5条の規定に基づく農地転用許可申請書の提出があったので、意見を決定するため審議を求めるものであります。 【議案第18号、議案書及び別冊資料をもとに朗読、説明】 以上で議案第18号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第18号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	議案第18号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第18号については許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、「議案第19号 農地・非農地の判断について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書3ページ、お開き願います。 別冊資料は3・4ページをお願いします。 議案第19号 利用状況調査及び荒廃農地調査の結果によりB分類と判定した農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。 【議案第19号、議案書及び別冊資料をもとに朗読、説明】

	以上で議案第 19 号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第 19 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第 19 号について、非農地とすることで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 19 号については非農地とします。 次に、「議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 4 ページをお開き願います。 議案第 20 号 農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めるもの あります。本件については、農地中間管理事業となり 2 件ございます。 【議案第 20 号、議案書及び別冊資料をもとに朗読、説明】 議案第 20 号の説明については以上であります。
議 長	それでは議案第 20 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第 20 号について、原案のとおり決定することで御異議ございませ んか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 20 号については意見なしとして町へ回答 いたします。 次に、「議案第 21 号 農用地利用集積計画の要請について」を議題といた します。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 6 ページをお開き願います。 議案第 21 号 農用地利用集積計画の要請について 農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、利用権設定等促進 事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、野辺地町長に対して農用地利用集積計画を定めるべきこ とを要請することについて審議を求めるものであります。

	当案件については、農地中間管理事業の特例事業であります農地売買等事業であり、あおり農林業支援センターで買入れた農地を買受あつせん申出者に売り渡すものであります。 【議案第 2 1 号、議案書をもとに朗読、説明】 議案第 2 1 号の説明については以上であります。
議 長	それでは議案第 2 1 号について、御審議願います。 御質問等ございせんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第 2 1 号について、原案のとおり決定することに御異議ございせんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 2 1 号については要請することに決定いたします。 次に、「議案第 2 2 号 農業委員の辞任について」を議題にします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 7 ページをお願いします。 議案第 2 2 号 農業委員の辞任について説明いたします。 令和 2 年 6 月 3 0 日付けで、村山淳一委員より辞職願の提出がありました。 辞職理由は、一身上の都合によるものです。 委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 1 3 条第 1 項に「委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされていることから、御審議いただくものであります。 辞任の理由についてですが、村山委員がゆうき青森農業協同組合の常勤理事 信用事業担当専任理事に就任されました。農協法等の定めにより、農業委員との兼職が認められていないということから辞任に至ったものであります。 事務局としては、委員辞任の正当な事由があると認められると考えております。 議案第 2 2 号の説明については以上であります。
議 長	それでは議案第 2 2 号について、御審議願います。 御質問等ございせんか。
8 番	委員の補充をしなければならないですよ。
事務局	7 月 2 2 日の総会組織会の結果を踏まえて検討していかなければならないと考えています。

議 長	他にありませんか。
委 員	(なし)
議 長	議案第 2 2 号について、同意することに御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 2 2 号は、同意するとして町へ回答いたします。
事務局	次に、「報告第 1 4 号 農地転用の事実に関する照会について」を議題とします。
	事務局の説明をもとめます。
	議案書 8 ページをお願いします。
	報告第 1 4 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局より土地の現況について照会があり、回答しましたので報告します。
	【報告第 1 4 号、議案書をもとに朗読、説明】
議 長	以上で報告第 1 4 号の説明を終わります。
	それでは、報告第 1 4 号について、御意見等ございませんか。
	(なし)
議 長	それでは、質問も無いようですので、これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
【閉会時刻 1 1 時 0 5 分】	